

2013年4月25日

保護者の皆様

名張市立赤目小学校長 平岡 睦生

## 台風時における児童の登下校 並びに授業実施の行動基準について

平素より児童の登下校の安全については、ひとかたならぬご指導を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、みだしのことについて平素から十分ご配慮いただいておりますが、台風時における児童の安全を確保するため、下記の事項について格別のご配慮・ご指導をお願いいたします。

### 記

**1. 登校時に三重県「北中部」、又は「伊賀」、又は「名張市」に暴風警報が発令されている時（大雨警報・洪水警報は該当しません。）**

- (1) 児童は登校させないで、家で待機させます。
- (2) 午前11時になっても暴風警報が解除されない時は、その日を臨時休業とします。
- (3) 午前11時までに暴風警報が解除された時は、解除後2時間の余裕をもって当日の授業を始めます。
- (4) 警報が解除されても、通学路・橋・家の倒壊、増水等により危険な状態の時  
には登校させないでください。

※ 上記(2)～(4)の場合、地区連絡網・メール配信・学校HPなどを通じて、連絡いたします。

**2. 登校後に三重県「北中部」、又は「伊賀」、又は「名張市」に暴風警報が発令された時（大雨警報・洪水警報は該当しません。）**

- (1) 原則として授業を中止し、通学団担当教職員の引率のもと、なるべく早く児童を帰宅させます。
- (2) 台風を中心位置・進路・速度または気象状況、道路、橋の浸水等の状況などを判断して、安全に帰宅させることが困難と思われる児童については、学校または最も安全な場所で待機させ、保護者との連絡を図ります。

**3. 大雨警報・洪水警報・その他の警報が出された時  
集中豪雨・雷等で登校が危険と判断される時**

- (1) 学校より連絡がなくても、登校が危険と判断された時は、地区委員さんと相談し臨機の行動をとってください。なお、その時は地区委員さんにまとめ役となっただき、その旨を学校へ連絡してください。
- (2) 学校は状況を判断し、適切な処置を講じたいと思います。  
保護者・P T A役員、特に地区委員の皆さんのご協力をよろしくお願いします。  
学校より必要に応じて、地区連絡網・配信メール・学校H Pでお知らせいたします。

台風などの非常の場合の基本的態度としては、「子どもの生命」を守ることを最優先に考えた適切な措置が大変重要です。  
よろしくご理解・ご協力のほどお願いいたします。

**TEL 赤目小学校 63-1803**

- ◎ この文書を見やすいところに掲示しておいてください。
- ◎ 連絡は、「確実に！ 速やかに！」

1年間保存版